

秋田県公報

目次

ページ

秋田県監査委員公告
第1号 監査の概要
1 監査の実施
2 監査対象

監査委員公告

監査結果公告第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による監査を実施した
で、同条第9項の規定に基づき、その監査結果に関する報告を次のとおり公表する。
平成16年3月30日

秋田県監査委員	安杖正義
秋田県監査委員	菅原龍典
秋田県監査委員	山田昭郎
秋田県監査委員	小和夫

第1 監査の概要

1 監査の実施
本県の財政は引き続き厳しい状況にあり、財政の健全化を図るためには県が徴収すべき収入を適正に確保することが求められる。一方、本年度実施した定期監査によれば、平成14年度において食堂、売店、理髪室及び自動販売機（以下「食堂等」という。）の設置に伴う、行政財産の目的外使用許可に際し減免した使用料の額は、約4,800万円となっている。

こうしたことから、行政財産の目的外使用に関し利益者負担の原則が公平に適用され、使用料が適正に県に納入されているかどうかを検証する必要があると判断し、地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査を実施した。

2 監査対象

食堂等の設置に関し、平成14年度において行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）をしたもので、行政財産目的外使用料（以下「使用料」という。）の減免措置を適用したものを対象とした。

3 監査対象機関 出納局管財課

4 監査方法

出納局管財課に提出を求めた監査資料及び関係書類に基づき、管財課職員から説明を受ける方法により実施した。

5 監査年月日

平成16年3月5日

第2 監査の内容

1 使用許可及び減免措置状況

食堂等の使用許可件数は433件で、これらについて秋田県行政財産使用料徴収条例に基づき算出（以下「条例による算出額」という。）した使用料は、79,584,911円となる。

そのうち減免許可件数は207件（使用許可件数に対する割合は47.8％）で、減免額は48,338,505円（減免率60.7％）となっている。

件数等	食堂	売店	理髪室	自動販売機	併設	計
使用許可件数（件）	54	83	21	262	13	433
減免措置件数（件）	52	70	20	52	13	207
減免件数の割合 / （％）	96.3	84.3	95.2	19.8	100	47.8
条例による算出額（円）	36,552,090	182,154,409	3,951,108	5,483,951	15,382,353	79,584,911
実際の徴収額（円）	13,795,188	80,105,900	1,268,374	4,056,271	4,115,983	31,246,406
減免の額（円）	22,756,902	102,048,199	2,682,734	1,427,680	11,266,370	48,338,505
減免率 / （％）	62.2	56.0	67.9	26.0	73.2	60.7

備考

- 併設：食堂又は売店とともに自動販売機の設置を許可しているもの
- 減免件数の割合：使用許可件数に対する減免許可した件数の割合
- 減免率：条例による算出額に対する減免した金額の割合

2 営利・非営利別減免措置状況

(1) 使用許可した433件を営利・非営利別にみると、営利目的の団体又は個人(以下「営利目的の団体等」という。)が368件、非営利目的の団体が65件となっている。

このうち減免措置したものは、営利目的の団体等が156件、非営利目的の団体が51件で合計207件となっている。

(単位：件)

申請者別件数等		食堂	売店	理髪室	自動販売機	併設	計
使用許可件数		54	83	21	262	13	433
うち営利目的	件数	50	69	21	225	3	368
	減免措置なし	2	7	1	202		212
うち非営利目的	減免措置あり	48	62	20	23	3	156
	減免措置なし	4	14		37	10	65
うち非営利目的減免措置あり		4	8		29	10	51

(2) 営利目的の団体等に対しては75%を限度に減免できるととされているが、減免した156件の減免率をみると、50%以内のものが102件、75%以内のものが52件となっている。また、基準の上限である75%を超えて88%の減免率を適用したものが2件あった。

一方、非営利目的の団体に対しては100%まで減免できるととされているが、減免率50%のものが2件、67%から100%までのものが49件となっている。

(単位：件)

申請者別件数等		食堂	売店	理髪室	自動販売機	併設	計
減免措置件数		52	70	20	52	13	207
うち減免措置件数	減免率の	48	62	20	23	3	156
	減免率14%	1					1

営利目的	上限50%以内	25% "	33	60	1	5	1	100								
									小計		34	61	1	5	1	102
									減免率の	減免率67%						
うち非営利目的	50%を超える減免ができるもの	75%	13	1	1	14	18	1	47							
		88%	1		1				2 ^{注)}							
		小計	14	1	19	18	2	54								
		50%を超える	4	8		29	10	51								
		67%	1	1				2								
		75%	1			1		2								
		100%	1	6		28	10	45								

備考

- 1 営利目的：申請者が個人、民間企業の場合
- 2 非営利目的：申請者の団体の設立目的が営利を目的としない場合(消費生活協同組合、財団法人等)
- 3 減免率の上限：出納局長通知に規定された減額できる割合の上限及び免除

【参考】

〔使用許可に係る使用料の減免基準について〕

(1) 職員その他県の施設を利用する者のため、食堂、売店その他厚生施設を設置するときの使用料の減免基準を次のように規定している。

(平成8年3月25日付け管 1307出納局長通知)

50%を超える減額又は免除できる場合

県が価格料金等について、規制又は承認している場合で営利を目的としない団体が使用するとき。
(50%超～100%)

ただし、使用者が営利を目的とする団体又は個人であるときであつても

施設の利用が職員を主体とするものである場合は75%を限度に減額できるものとする。 (50%超～75%限度)
50%以内の減額ができる場合
に該当しないもので、県が価格料金等について規制又は承認しているとき。 (50%以内)

第3 監査の結果

監査の結果、次の事項について、改善又は検討をする必要があると認められた。

1 改善を要する事項

(1) 平成8年3月25日付け出納局長通知(管 1307)の中で減免の要件として、「県が価格料金等について、規制又は承認している場合」と規定しているが、価格料金等について県が関与した事実関係が明確になっていないので、改善すること。

(2) 行政財産使用許可申請書で、減免を受ける理由の記載のないものや理由の不適当なものがあるので、改善すること。

(3) 減免率の適用について

ア 老人福祉総合エリアについては、食堂等を「施設の利用が職員を主体とするもの」として75%又は67%の減免をしているが、職員が主体とするものとは認められず、50%以内の減免とすべきであるので、改善すること。

イ 農業試験場の食堂及び理髪室の減免率を88%としているが、現行の減免基準からすると75%の減免が限度であるので、改善すること。

ウ 「県が価格料金等について、規制又は承認している場合」を適用し、たばこ自動販売機の設置に対して減免することは適当でないので、改善すること。

(4) 売店、自動販売機の設置に係る行政財産使用許可書で転貸が禁止されているにも拘わらず、転貸している事例が見られたので、改善すること。

2 検討を要する事項

(1) 現行の基準では、団体の設立目的が営利か非営利かを減免基準にしていないが、設立目的に拘わらず、営利事業に対し減免することは適当でないので、基準の見直しを必要がある。

ただし、行政財産の運営上必要で、かつ許可申請者又は利用者の負担を軽減するため、特に使用料を減免する必要がある場合については、減免基準に

明示したうえで、減免措置を適用することが望ましい。

(2) 「施設の利用が職員を主体とするものである場合」には減免率を50%以内から75%まで拡大しているが、職員が主体に利用するとの理由で減免率を拡大することは適当でないので、見直しを必要がある。

(3) 一定の範囲内で課所長が減免率を決定することができるとされているため減免率にばらつきが見られるので、許可申請者間の不公平が生じないよう、基準を見直しを必要がある。

最後に、使用許可に伴う減免にあたっては、申請書の厳正な審査と減免基準の確かな適用について、十分に留意する必要がある。

また、今回の随時監査は、使用料が適正に徴収されているか、また応益者負担の原則が公平に適用されているかという二つの観点から、食堂等の設置に対する使用料の減免の状況について実施したが、今回監査対象としなかった使用料についても、この監査結果を踏まえ、減免基準などの見直しを行い、使用料の徴収や行政財産の管理・運営が適正になされるよう、努めることを要望する。

購読料金 一月三千五百円

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄